

第 1 0 2 号議案

豊川市史跡公園条例の一部改正について

豊川市史跡公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市史跡公園条例の一部を改正する条例

豊川市史跡公園条例（平成 1 7 年豊川市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
(設置) 第 2 条 市民の郷土意識及び文化的教養の向上に寄与するため、史跡公園を次のとおり設置する。	(設置) 第 2 条 市民の郷土意識及び文化的教養の向上に寄与するため、史跡公園を次のとおり設置する。														
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>豊川市菟足神社 貝塚公園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>豊川市船山古墳 公園</td><td>豊川市八幡町上宿33 番地 1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		豊川市菟足神社 貝塚公園	(略)	豊川市船山古墳 公園	豊川市八幡町上宿33 番地 1	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>豊川市菟足神社 貝塚公園</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		豊川市菟足神社 貝塚公園	(略)
名称	位置														
(略)															
豊川市菟足神社 貝塚公園	(略)														
豊川市船山古墳 公園	豊川市八幡町上宿33 番地 1														
名称	位置														
(略)															
豊川市菟足神社 貝塚公園	(略)														

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、市民の郷土意識及び文化的教養の向上に寄与するため、豊川市船山古墳公園を設置する必要があるからである。

参考資料 豊川市船山古墳公園位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$

